

1 地域福祉計画とは

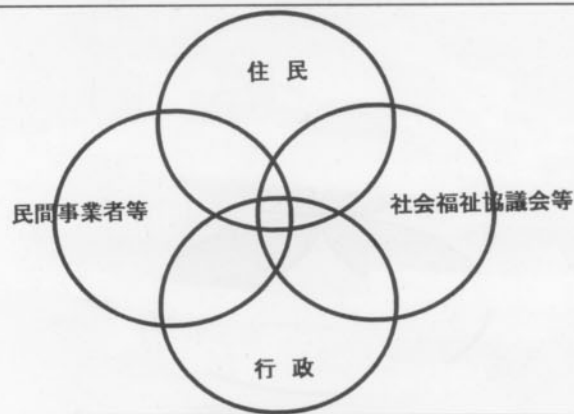
考え方

1 住民が主体の福祉計画

地域福祉計画とは、地域の住民が主体となって、地域福祉を推進していこうとする取り組みです。地域住民の自主的・積極的な社会福祉への参画、思いやりをもってみんなで支え合い助け合うという、ともに生きるまちづくりの計画です。

2 福祉の総合化に向けた連携

地域福祉計画は、社会福祉の総合化を行うものです。地域の主役である住民、社会福祉協議会等の関係機関、民間事業者やNPO法人、行政の連携が不可欠です。



3 社会福祉法(抜粋)

社会福祉法は、今後の社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」を掲げ、福祉サービスの理念、主体、地域福祉計画の基本事項を定めています。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

留意点

① 住民参加

地域福祉計画は地域住民の参加を前提とした計画です。住民の主体的参加による計画の策定・実行・評価の過程が、それ自体地域福祉そのものであるといえます。

② とともに生きる社会づくり

地域福祉においては、互いの差異や多様性を認め合う地域住民同士の連携が必要であり、そのための仕組みをつくり上げることが不可欠となります。

③ 男女共同参画

地域福祉を推進するさまざまな活動は、男女共同参画の視点に立って展開されることが必要です。男も女もともに、地域社会の生活課題に目を向け、解決してゆく取り組み姿勢が求められます。

④ 福祉文化の創造

地域住民が、地域の福祉サービス等に主体的にかかわり、その担い手として参画していくことが求められます。こうした積み重ねが、地域の福祉文化を創造していくこととなります。

基本目標

基本目標

①生活課題の解決への住民等の積極的参加

地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域住民の自主的な活動と福祉関係諸団体及び公的なサービスとの連携を図っていくことが重要です。

②利用者主体のサービスの実現

福祉サービスの利用者を一人の人間としてとらえ、利用者本位の考えに立ってサービスが提供されることが重要です。

また、サービスの評価にあたっては、情報公開や事業運営の透明化を図り、住民の信頼と理解を得る必要があります。

③サービスの総合化の確立

公的サービスや民間によるサービス・支援など、多様なサービスがそれぞれ十分な連携を図りつつ、総合的に展開されていくことが不可欠であり、総合的なサービスの供給体制をつくり上げていく必要があります。

④生活関連分野との連携

地域福祉の推進には、福祉・保健・医療との一体的な運営にとどまらず、教育・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要になります。